

平成19年度 第2回

公 共 事 業 等 審 査 会

会 議 録

ラッセホールB1F リリー

平成19年7月10日

公共事業等審査会 事務局

(兵庫県県土整備部県土企画局技術企画課)

公共事業等審査会（第2回）会議録

1 開 会

2 平成19年度第2回公共事業等審査会

(1) 事務局からの報告事項

1) 前回審査会からの追加説明（共通）

司会

議事に入ります前に、本日配付いたしております資料の確認をさせていただきます。

（配付資料確認）

今申しました中で、評価調書の修正分でございますが、開いていただきますと、農村総合 - 1 というページが打っております。この評価調書の中で、環境適合性の赤字の部分、前は「CATVの活用により、広報誌等のペーパーレス化を促進する。」と書いてあったのですが、いろいろご意見をいただいたことによりまして、今回、「CATVの活用により、紙の使用量削減を推進する。」という書き方に訂正しております。それから、もう一枚めくっていただきまして、道建 - 1 というページでございますが、これの中ごろ、赤字で書いております必要性のところでございます。これにつきましては、安全な道路づくりの視点について追加記載をいたしております。これも、前回いただきましたご意見に沿って、道路の安全の視点に立った設計の考え方を書かせていただいております。

それでは、会議に入らせていただきます。

本日の進め方は、6月6日に開催いたしました第1回審査会で質問を受けた事項や、説明をしました新規事業7件の審査を行っていただき、その後、休憩を挟みまして、今回対象事業の全体についての審査結果、取りまとめをお願いしたいと考えております。協議の時間が十分割り振れますよう、効率的な説明に努めたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、朝日会長、よろしく願いいたします。

会長

梅雨明けが近いんですけれども、天気の悪い中、お集まりいただきまして、ありがと

うございました。

規定によりまして、進行役を務めますので、よろしく願いいたします。

次第に従いまして進めていきたいと思えます。

まず、追加資料の説明につきまして、担当部局からお願いいたします。

2) 農村総合

事務局

農村総合整備事業の新温泉地区の追加説明項目は、1つ目は兵庫県内のCATVの運営状況等について、2つ目がひょうご情報交流戦略、旧IT戦略についてということでございますが、ケーブルテレビの運営状況につきましては、もう少し細かく分けて説明させていただきたいと思っております。

「農村総合」というインデックスをつけておりますところをお開き願いたいと思えます。

まず、1点目の県下のケーブルテレビの運営状況についてですが、県下の自主放送を行っているテレビ局が19局ございます。そのうち、行政として市町が運営しているのが10局、第三セクター等が9局でございます。月額の利用料金ですが、市町運営が500円から2,500円、500円が1局、2,500円が1局、8局は1,000円から2,000円の間でございます。平均して約1,500円ということであらわしております。第三セクター等につきましては、1,500円から4,935円と大きな幅がございます。1,000円台が3局、その他が4,000円前後の料金でございます。これは、あくまで一般的なテレビ視聴あるいは情報受信にかかる標準料金を示しております。

運営状況の一覧表を別紙としてつけさせていただいております。利用料金は、サービスの内容によって先ほど申し上げましたように大きく異なりますので、あえて表には載せておりません。

それから、2点目の新温泉町のケーブルテレビの運営状況についてでございますが、新温泉町では、ケーブルテレビを重要な行政サービスとして、全戸加入を目指しております。という意味で、1,200円という低い料金設定をいたしております。その結果、表の「現況」欄の右端の「収支」を見ていただきますと、2,327万円の赤字でございました。今回、整備エリアを旧浜坂町まで拡大することによりまして、加入戸数が増えて収入が増加します。それから、設備投資によって300円の値上げをしたいという希望が

ございまして、あわせて実際の支出につきましては効率的な運営を行い、拡張後は 335 万 1,000円の赤字まで減らすということですが、いずれにしても赤字は赤字でございまして。

3点目のケーブルテレビの効率的な運営についてでございますが、まず、(1)の各市町単位の運営状況として、公設のケーブルテレビは市町単独で運営しているケースが多うございます。それは、ソフト面では、市町の特徴を出すという独自の公共サービスとして運営していること、ハード面では、市町によって施設が整備された時期や整備内容が異なっておりまして、隣接しているからといって単純には市町同士をつなぐことができないということもございまして。なお、新温泉町につきましては、今回の整備に当たって、学識経験者や民間業者を含めた委員会を立ち上げておりまして、いろいろな検討を行っている段階でございます。

次に、(2)の広域的な連携による効率的・効果的な運営についてでございますが、県内には地域情報の発信・交流や地域における情報利用環境の向上など、県下のケーブルテレビ局、新聞社、県などが参画しております兵庫県ケーブルテレビ広域連携協議会がございまして。その中で、効率的、効果的な運営を図るために、情報交換を行うとともに、ケーブルテレビ局間のネットワーク化の検討や研修の実施などを行っているところでございまして。今後も、この協議会を中心に、効率的、効果的な運営について指導してまいりたいと考えております。

4点目の広報誌のペーパーレス化についてでございますが、全戸加入を目指してはいたしましても、利用料金の負担金の問題などで全戸加入は非常に難しい面もございまして。市町だよりというような、みんなに行き渡るものは広報誌として出しております。それが渡らないということにはございませぬ。ただ、イベントの案内などのチラシは減らしているようでございます。ケーブルテレビは、基本的にはテレビを見る、あるいは音声を聞くということですので、高齢者にも情報が伝わりやすく、効果的であると聞いております。

5点目の評価調書の環境適合性についてですが、これは先ほど事務局から説明がございましたように表現を変えております。

6点目のひょうご情報戦略についてでございますが、別紙表の次のページに、参考資料として「戦略策定の背景 - これまでの戦略と県民ニーズへの対応 - 」というものをつけております。それをお開き願いたいと思います。簡単にご説明させていただきます。

まず、「ひょうごIT戦略」ですが、平成13年2月に、IT革命に的確に対応するための行政指針として策定されておりまして、具体的な施策を展開してまいりました。この取り組みでは、兵庫情報ハイウェイを整備して各分野のネットワーク化が進展し、ブロードバンドの利用環境の整備が進んでおります。

また、平成16年2月には、「ひょうごIT新戦略」を策定いたしております。情報通信利用の多様化を図るとともに、システムの共同利用や最適化など、IT投資の効率化を推進しております。

その評価としましては、表の下に総括しておりますが、分野別には個々のレベルで着実に進んできているが、利便性の向上を目指したインフラ先行整備と利用の拡大が中心であった。今後は、サービスの提供だけでなく、個人の知識、ノウハウの集積や地域力の向上といった価値の創造につながるレベルへ発展していく必要がある、という総括をこの1期、2期についてはされております。

また、今日、現在取り組んでいます「ひょうご情報交流戦略」というパンフレットをおつけさせていただいております。参考にしていただければと思います。

先ほどの次のページに、ひょうご情報交流戦略のポイントを1枚にまとめてつけさせていただいておりますが、説明については省略させていただきます。

また、前回の第1回審査会でスクリーンに映しまして説明いたしました表を、参考資料として、6種類、3ページに分けてつけさせていただいております。またごらんいただいで、ご意見をいただければと思っております。

以上で追加説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

会長

どうもありがとうございました。ただいまの追加説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

委員

丁寧なご説明をいただきましたので、ちょっとお尋ねしたいことがございます。今日お配りくださいました「農村振興支援総合対策事業」という資料の最初のところで、3番目にケーブルテレビの効率的な運営についてという項目がございます。その(1)にソフト面、ハード面の説明があるわけですが、一つ大変気になって、ほかとの関連で少しご説明いただきたいのがハード面で、各市町により整備内容・スペックが異なり、単純に隣接市町と接続できない、新たな設備投資が必要となると。これを見て、ちょっとび

っくりというところがございまして、ひょうご情報交流戦略のパンフレットのところで、きちんと見てこなかったのはいけなかったんですけども、このスペックに関しての示唆とか方針というのがもしこの中で定められていたら、ご紹介いただきたいというのが一点目です。

それと関連して、2枚目の5のところ、評価調書の環境適合性云々というご説明のときに、指導という言葉があったわけで、どこかが指導するのは可能ということなので、このハード面の整備に関して、指導というのはされているのか、されていないのかということについて、ご説明をお願いいたします。

事務局

まず一点目のハード面でございますが、整備時期が異なっておりまして、光ケーブルなり、インターネット関係は日進月歩で技術が進んでおります。平成の早い時期につくられたものと、今整備を行っているものとは、能力といいますか、設備が異なっております。ケーブル一つとってみても、昔は同軸ケーブルが主体だったんですが、今は全部光ケーブルにかわっております。そういうことでつなぐのは非常に難しいという意味でございます。交流戦略のどの部分に書いているのかというのは、私自身、ちょっと不勉強で説明はできないんですが、個々の接続は難しいというのはそういう意味でございます。

それから、県としての効率化、いわゆる効果的というものに対する指導につきましては、県も全体の協議会に入っております、情報政策が中心ですが、その一般の協議会等の中でも指導している。指導しているというのはそういう意味でございます。

委員

もうちょっと重ねてお尋ねさせていただきますが、整備内容が日進月歩なのは、もう周知の事実だと思うんですね、こういう政策担当者の方でなくても。であるとすれば、これに関しての何らかの戦略とか施策があれば、ご披露いただけたらと思います。特にないとすれば、とにかくその時点における最新型を導入するというところで。結局、全県での情報ハイウェイとか何かの整備のためには、ハードが使い物にならなければ絵にかいたもちになるわけですね。そのあたりに関しての施策なり戦略が恐らくあるというふうに推測しますので、ご紹介いただけたらと思ったんですが、特にないのであれば、最新型を入れるという方針だけがありと考へたらよろしいですか。

事務局

古い時代につくられたケーブルテレビもあるんですが、それにつきましては、地デジに対応するためにはもう一度やりかえなければならない、今のまま使えないという状況もございますので、市町合併が進んだ中で、やりかえる時期に最新版に乗りかえるという方法をとるのが一般的でございます。ただし、私、専門家ではないので、県全体がどうなのかというのは説明しにくいんですが、詳しくは情報政策課のホームページとかに載せているようでございますので、それも活用していただけたらと思います。

委員

今回のパンフレットで大方針はわかるわけです。そういうことではなくて、今日ご説明くださっている方でなくて県土整備部長さんにお尋ねしたほうがよろしいかもしれないんですけども、こうやってパンフレットに掲げて進めているところが、実はハードの問題がなかなか進展しない、とんざする状況があるということに関して、つまり中・長期の何か施策はやっておられるのかなというのでお尋ねしたんですが、逆に言えば、特段されていないというふうに理解したらいいわけですか。

事務局

県全体の中では、具体的に県が主導する立場でしていないということのようです。

事務局

県の情報ハイウェイのほうは、ブロードバンドに対応したもので、幹線を県内に張りめぐらせて情報をハイウェイ化していこうというのが主体になっております。ケーブルテレビにつきましては、民間、第三セクター、市町営があるわけですが、広域化の中で少し難しい面がございます。というのは、先般見ていただいたものにつきましては市町単位で色を塗っていたんですが、実は、別紙の19施設の一覧表を見ていただくとおわかりいただけますように、合併市町のうち旧市町の一部しか設置されていないということで、全市町に広げる必要がある。それから、姫路市ですと、今、夢前町と合併して姫路市になっているわけですが、旧夢前町は独自のものを持っていて、姫路市、太子町、佐用町につきましては第三セクター方式でやっているということもございまして、広域化等についても、これからやり方も含めてもう少し検討していく必要があるだろうと思います。十分な答えになっていないかも知れませんが。

会長

特に、ハード面に関しましては、先ほど説明がありましたように、日進月歩は当たり

前だと思うんです。だから、今ご説明がございました参考資料の別紙のところでもいいましたら、すぐにでも、あるいはこのままいったらいずれ改定しなければならないのは、どれとどれなのか。半分以上つぶさなきゃいけないのか、それともこのままで切りかえがきくのかどうか。その辺を県としてはどのようにお考えなのか。具体的な数字じゃなくて、お考えで結構でございます。

これではっきり出てきたわけですが、市町がやっているのと第三セクター等がやっているもの、つまり都市部と農山村とで随分加入率が違うわけです。その辺も考えましたら、今後の見通しというんですか、今上がっている新温泉町の事業のとやかくじゃなくて、今後県としてどのようにやっていくのか。これ、ほとんどつぶさなきゃいけない、かつての有線放送みたいに普及したときには何の役にも立たないようなことが今後起こるのかどうか。その辺、どういうお考えなのか、ちょっとご説明いただけたらと思います。

事務局

参考資料の別紙の真ん中ぐらいに、かみテレビというのがあるんですが、これはつくられた時期が非常に古うございまして、今回の地デジ対応ではやりかえないと使えないということを聞いております。県としては、先ほど事務局が申しあげましたようにハイウェイという大きなネットワークの中で対応を考えていくということで、CATV個々につきましては、先ほど申しあげました兵庫県のケーブルテレビの広域連携協議会で、既存の施設をどこまで使えるのか、どの部分はやりかえなければならないのかという内容について、各界から参加されて、市町もちろんこの協議会に入っておりますので、その中で有効あるいは効率的な活用を検討していきたい。県としては、あくまでそれに対しては指導といいますか、使えるものは使うという姿勢で指導していくという状況でございます。

委員

多分一般的なことなら今のような形でいいのかと思うんですけれども、日進月歩なものであり、県がこれだけお金を出すのだから、少し先をにらんだビジョンを持った施策を展開した上で、この総合対策事業の中でその時点で必要だと思われるところをされるのが本来ではないかなという感じがするんです。

つまり、大きな方針はひょうご情報交流戦略がある、個別の最前線ではこのたびの事業のような形で整備が進められている、結局、中・長期というか、その間をつなぐもの

が、今のやりとりのことだけで判断させていただいたらいけないのかもしれませんが、ちょっときつい言い方をすれば、何も無いような印象なんですね。問題が出てきたら、もちろん対応しますと。少し先をにらんだ、にらんでもしようがないのかもしれませんが、少なくとも何か方針があってもいいのではないかなという印象を持ったんです。今回の事業をやっても、またやっぱり不足であると。何かポロポロポロポロこぼれているところに絆創膏を張るような格好のひょうご情報交流施策で、戦略というものが無いとまずいのではないかなという、これは印象ですけども。単にプレゼンテーションの問題かもしれませんが、こういう突っ込み方をして答えていただきにくい質問をしているのかなとも思いますが。

委員

1 ページ目の「広域的な連携による効率的・効果的な運営」というところの下から3行目に、各ケーブルテレビ局間のネットワーク化と書いてありますね。このネットワーク化というのは、ハードを接続しないとできないんですか。もう少しソフト面でいろんな対応をして、ネットワーク化というものができるとはなるんですか。ネットワーク化による情報コンテンツの交流という意味があると思いますが、もしハード面で接続しないとネットワーク化ができないということであれば、今のご議論のように余り進んでいかないうような形になるんですが。

それともう一つは、これは段階的にやっていかないといけないと思うんですが、農村総合対策事業なり、あとまた郵政関係のものもあるんですか、その合併した市町のとりあえずは一体化を図ることから始まって、次は市町村域外との間の連携をどのようにするかということを考えて、県域全体をどうするかと、そういった段階的な考え方というのはないんですか。

事務局

後半のご質問からお答えしますが、今回も、新温泉町で、旧温泉町はCATVの整備がされている、旧浜坂町はされていない、情報の共有化を図る必要がある。昨年も、神河町で、神崎町はしているけれども大河内町はしていない、合併を機に情報の共有化を図りたい。それから、全然していないところについては、情報の格差を是正しようということで、していないところへの導入を図っていこうと。

一点目の質問ですが、まず各局、各市町のCATVと兵庫の情報ハイウェイをつないでいただいて、おのおのがつなくことによって情報の共有化なりが図っていけると。ま

ず兵庫の情報ハイウェイの方に各々のCATVをつないでいただければ、お互いに見られる。ソフト的なものも、その中で交換し合えばお互いのいいソフトが使えるということになると思うんですが、実際、今のところはそこまでっていないという状況でございます。

委員

情報ハイウェイにつなぐためには、各々のCATVのスペックを変えていかないといけないんですか。ハイウェイにはそれぞれのスペックでつなげられるようにはなるんですか。

事務局

各CATVの本局にインバーターなり何かをつけて情報ハイウェイにつなげば、使えると思うんですが、それをつくった時期の各局のデータといいますか、機器の精度のものしか行きませんので、物によってはやり替える方がいろんな情報が得られるという場合も出てくるかと思えます。

委員

インバーターをつけただけでは解決できないものもあるんですね。インバーターをつけたらできるというものもあるんですね。

事務局

はい、最近整備されたものについては、ある程度能力があります。

委員

その辺の総合的な整備計画の順序というのか、そういうものを少し明確にすると、今の委員のおっしゃったことへの答えになるんじゃないかと思えますけどね。

委員

今、具体的にどうするということをお尋ねしているのではなくて、そういう計画とかご指導の仕組みとか対応がありますかということをお尋ねしたかったわけです。もしそれがあれば、それに肅々と従って今回の事業もされれば、総合的に、中・長期に見て具合がいいだろうなど。というのは、今回の案件を拝見すると、もしかしたらリジッドというか、きちっとした形での強い指導がなされていなかったのではないかと、単発的に各地域のできそうなところからできるようにやってきた結果がこれではないかなという印象を持ったので、ご指導とか体制についてどんなぐあいですかということをお尋ねさせていただいたわけです。それで、もしそれが余り明確でないのであれば、この辺で

明瞭に方針をつくって、県が強いイニシアチブをとってというか、指導をしていただく方がスペックの統一には具合がいいのではないかなと思ったので、コメントを申し上げただけです。

会長

せっかくの一つの機会でございますので、今後、是非、県の方で指導というか、方向付けをかつちり出していただいて、新温泉町のもその上に乗るようにしていただきたい。金額的にいいましたら、実は余り高いものじゃなくて、県の補助も10分の1ですか。

委員

ここの農村総合対策事業というか、農林水産部で今のようなことができるわけではないでしょう。だから、言い方としては、もし意見を付けるなら、県全体の情報対策の視点から、少し変えて話をしないといけないかもしれませんね。

会長

県全体の話ですね。

委員

ひょうご情報交流戦略に基づいて、今回の事業もリーズニングというか理由付けされて進めるというのであれば、そことの結びつきはきちんご説明がないと、こういう名目のもとでだったらとりあえず何でもできるというような印象になったら、逆に言えばまずいと思うんです。ひょうご情報交流戦略のところにはかなり書き込んでありますので、専門家が相当入っているとすれば、スペックがこれぐらいは要るとか要らないというのは恐らくわかると思うんです。そういう詳細な情報が、もしかしたら今回の事業をおやりになっている農林水産部の方におりてきていないのではないかとということも若干危惧したので、ちょっと余計なことですけども、申し上げさせていただきました。

会長

私たちも、これはこうだということではなくて、やはり県としての一つの方針を出してほしいというのが希望でございますので、農林水産部だけでは到底手が回らないというのだったら、もう少し上のほうへ上げていただいて。具体的に申しますと、今度の新温泉町のも、サブセンターと今の夢ネットのセンターと、どちらが本当のセンターになるのか、県の中です。あるいは、ここはすぐ隣に鳥取県がございますから、鳥取へつなぐことも考えないといけません。その辺のことが全然出てきていないわけなんです。だから、どうこうせいということではなくて、我々の期待としてお聞きいただいた

らと思います。

ほかにご質問、ご意見はございませんか。特にないようでしたら、この話題につきましては一応打ち切りまして、もう一つの宿題でございます県営住宅のほうに移りたいと思います。よろしく願いいたします。

3) 県営住宅

事務局

それでは、説明させていただきます。

まず、委員からご質問がございました県営住宅における維持管理について説明をさせていただきます。

県営住宅の維持管理については、計画的に修繕するという行為と、入居者からの不具合等の申し出に対応するという一般修繕の2つに大別されております。それぞれ、対応の仕方、内容も違っております。

まず、計画修繕について申し上げますと、参考資料の右の表に書いてございますように、対象となる項目にはそれぞれ寿命というものがございしますが、その周期に合わせて適宜取りかえていくことで、建物全体の長寿命化を図っていきます。例えば、鉄部塗装、外部塗装、屋上防水では13年を周期に、また流し台とか浴槽の取りかえは20年、大きなものではエレベーターの改修とか給水管の取りかえなどは30年といったタイムスパンで計画修繕を実施しております。

なお、今回お諮りしております団地は、建替予定に位置づけた時点で3年から5年程度の期間は、地元にも了解を得ながら計画修繕を控えております。

また、計画修繕における周期を記載しておりますが、これの根拠は、国土交通省マンション管理標準指針を参考にしております。また、民間実施の高齢者優良賃貸住宅申請マニュアルに修繕計画を添付する際の基準がございしますので、これらのものを参考にいたしまして、県では右の表のようなサイクルで計画修繕を実施するということを定めているものでございます。

2つ目の一般修繕についてでございますが、これは入居者の各入居状況から発生する修繕でございます。一番下に書いてございますように、まず、県が委嘱している団地内の連絡員、これは入居者の方でございますが、連絡員に不具合等を申し出られます。そして、連絡員が、団地を巡回しています指定管理者の地区管理員に申し出ます。指定管

理者と申しますのは、県の住宅供給公社及び今回審議いただいております明舞団地については民間指定管理者になっておりますが、この地区管理員に申し出を行い、あらかじめ指定している補修業者に修理を依頼するといったフローで一般修繕を進めているところでございます。

なお、緊急措置の必要が生じることがございます。これについては、入居者が指定業者すなわち補修業者に直接修繕を依頼する手続も可としております。

以上でございます。

次に、委員からご意見がございました明舞団地の再生計画についてでございます。お手元のパンフレットに従って説明させていただきます。

まず、見開きの中ほどのページに明舞団地再生における土地利用計画を示しております。明舞団地再生では、まず1番目に、明舞団地では、大きく4つのブロックに区分され、そのブロックに応じた機能の配置を目指していきます。右のページに入りまして、2番として、人々の交流と連携を促すまちにする。3番目には、ヒューマンスケール・人間サイズのまちづくりを進めます。特に、ページの中ほどに書いてございますように、そのパイロットプランとして、県営住宅の建替事業において先導的に実践をまいります。4番目としては、ニュータウン全体の中での緑のネットワークを構成していく。こういう4つのテーマで明舞再生を位置付けております。

特に、1番目の地域の特性に応じた機能の配置では、ゾーニング図がございまして、上のほうにあります東西の道路は第二神明道路です。中ほどの骨格となる道路、これはJR朝霧駅に通じます南北の幹線道路でございます。こういった中で、まず、第二神明道路以北については、「子育て支援機能の導入ゾーン」として考えており、特に子育ての支援施設を誘致する、県営住宅の建替え事業の中でも子育て支援施設の誘致をしていくというスキームです。

2番目は、第二神明道路の南側のブルーのゾーンでございます「魅力と賑わいの創出ゾーン」。ここは、幹線道路に面してコミュニティ施設、にぎわいの広場を整備し、コンパクトな楽しいまちを創出したいと考えております。

3番目は、赤いゾーンでございます「交流と連携機能の強化ゾーン」。ここでは、特に地域の交流あるいはリラクゼーション機能の導入、商業機能を強化したゾーン設定をしております。

4番目は、薄い茶色の「健康・長寿支援機能の導入ゾーン」です。先ほどの明舞北で

は子育てをテーマにしておりましたが、「健康・長寿支援機能の導入ゾーン」では、高齢者向け住宅の供給あるいは建替、特に県営住宅の建替の中でそういう施設を導入していくことを計画として入れております。あるいは、高齢者の生活を支援するサービス機能の導入を考えております。こういった4点をテーマとした機能配置を中心とした明舞再生計画に、現在取り組んでいるところでございます。

また、左のページを見ていただきまして、明舞団地におけるこれまでの主な取り組みとして、コミュニティの再生のためにNPOの活動誘致事業をしたり、あるいは県営住宅を活用したコミュニティ再生ということで、県営住宅の空き家を活用して地域のNPO団体などが高齢者、子育て支援などの活動を行っております。これは、公営住宅を管理する立場からいいますと、目的外使用の承諾を国から受け、幅広い利用を行っているということでございます。あるいは、まちづくり景観デザインコードを策定しておりまして、今回の建替事業につきましてもまちづくり景観デザインコードに即した形で計画を進めているということでございます。

以上でございます。

会長

どうもありがとうございました。何かご質問はございますでしょうか。

委員

明舞団地のパンフレットを見せていただいて、県営住宅のイメージが具体的に、よりクリアになったんですが、40年代にできた団地の大規模な建替が行われるわけですね。恐らく、40年前の県営住宅というのは、面積も非常に狭いですから比較的若い方たちがたくさん入られたのかと思いますが、その方たちは今日、60代の後半から70代、80代にかかっていらっしゃる方もたくさんおられるのではないかと思うんですね。ただ、この40年間でどれほど人の入れ替えがあったかというのはよくわからないのですけれども、これを建て替えて、今既に住んでいらっしゃる方はすべて、既得権としてこの団地の中に入れるのかどうかということの一つはお聞きしたいのです。

それからもう一つは、子育ての問題と高齢者対策というのは大きな柱になると思いますが、子育て支援のほうは、はっきりと子育て支援施設の誘致ということが書かれています。ただ、高齢者のほうは、これからかなり増えていくと思いますが、デイサービスの施設が、3つの県営住宅の地図を見ていると、どこにも見当たらなかったんです。かなり大きな戸数ができてくる中で、高齢者の方たちの占める割合は非常に大きいと思

ます。福祉政策としても、いわゆる予防介護の重点化もありますから、デイサービスに加えて、もっと予防介護ができるような、機能訓練ができるような施設もこれから必要なのではないかと思います。非常に多くの資金を投下して県営住宅の大規模な建替をするわけですから、これから50年後とか60年後の社会の状況を考えて、そういう施設が欠くべからざるものではないかと思います。

質問としては、恐らくお家賃も高くなると思うので、今住んでいる方たちが入れるようになってきているのか。そして、それぞれの県営住宅での世代の割合を大体見積っておられるのかどうか。その辺についてお答えいただけたらと思います。

事務局

まず、明舞団地の建替に際し、元の居住者が希望すれば入れるかということについて申し上げますと、建替事業をいたしますと住宅の家賃が2倍程度に上がります。ただ、これまでのところ、建替事業において、家賃を理由に転出しなければならないということはほとんどなくて、むしろ早く建替事業を実施してほしいという声のほうが大きいということでございます。建替前の住宅は、先生もおっしゃいましたように非常に小さい。規模的にいいますと40㎡弱でございます。2Kぐらいの規模でございますので、そういう意味では、入居者の世帯人員は小さくなっているとはいうものの、生活スタイルが変わってきておまして、大きな専用面積を希望されることから、建替事業が強く望まれているということでございます。

ただ、明舞団地の中というのは、一つのニュータウンというクローズされた環境の社会でございますので、ここから外へ出るというのが別の要因による人のケースは除いて、恐らくこの明舞団地の中で住みかえをしていくだろうというふうに見ております。

次に、高齢者、子育て支援機能として、デイサービス施設など高齢者向けの施設はいずれかに計画があるのかというお尋ねにつきまして、今回審査会にお諮りしております明舞鉄筋団地に、「健康・長寿支援機能の導入ゾーン」に位置します明舞南団地の人たちの入居を促進いたしまして、明舞南団地の余剰地を活用してデイサービス施設等の高齢者向けの施設を導入する、あるいは高齢者向けの住宅を用意するという計画で、現在のところは進めようとしているものでございます。

委員

あとの2つの団地はいかがなんでしょうか。西宮市の団地は小さいと思いますけれども、伊丹の武庫川沿いのはかなり大きいですね。一つの社会のような感じですが、あそこ

も高齢者の対策というのは考えられているんですか。

事務局

今後、伊丹市と周辺状況の調整を図りながら、そういった高齢者向けのいろんなツールをどうするかという話は、集会所の活用も含めて協議してまいりたいと考えております。そういう意味では、西宮の櫛塚のほうも同じように考えていただけたらいいと思います。

委員

もう一つ、子育てゾーンと高齢者ゾーン、北と南に分けていらっしゃるんですね。これをもっとくっつけたら、おもしろかったらと思うんですが。こんなに離す必要はなかった、お隣同士でよかったと思います。それは希望です。

委員

今、委員が質問して下さった最後のコメントに関連して、私もどうして高齢者と子育てゾーンが分けてあるのかなというのが一つ気になりました。今回はこういう形で進んでいるので、それを変えるというわけではないのですが、今後、高齢化と少子化というのは相携えて、同時進行で起こるわけですから、ゾーン分けというのは計画のときは美しいんですが、コンセプトについては今後、こういう公営住宅と公的な施設を同時に整備する際には混在せざるような方向性を意識していただけるといいなということを私も思いました。

今、地域との調整もあるということですが、大体高齢者のサービス施設は中学校区に1つぐらいの形で整備が全国的に進むわけです。ですから、余りゾーン分けをするよりも、今回のパンフレットを拝見しても、下の縮尺から判断して1km圏内に1つということとでこうなっているのかもしれないし、団地以外の部分とのバランスもあるかとは思いますが、公営住宅というのは周辺に広いパブリックゾーンを持っているところですから、子育てに関しても、高齢者に関しても公的な施設を設置、導入する絶好の場所だと思うので、今、委員がおっしゃったような意識的な混在と先見的な計画ですね。今は若い世代が多いけれども、50年を見据えれば今入っている人たちが確実に高齢者になっていくわけなので、そのあたりのところはフレキシブルな計画を今後盛り込んでいただけるといいなと思いました。

会長

私からですが、武庫川や櫛塚の場合は独立しているわけです。明舞の場合は戸建て住

宅など混在している。その辺で明舞の難しさがあるかと思いますが、パンフレットを拝見しますと地域でそういう話し合いも進んでいるようですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。これは感想でございます。

委員

子育てゾーンに建てる建物と長寿支援ゾーンに建てる建物とは、仕様は大分違うんですか。大きさとか建物の内部とか。

事務局

子育てゾーンに建てる住宅と高齢者ゾーンに建てる住宅は、例えば高齢者向け仕様といいまして、実際にはシルバーハウジングの話になりますが、高齢者の割合に比例してそういうものを配置します。規模的には、高齢者向け住宅といいまして、例えばS型の小さいタイプ、あるいはM型タイプを中心にした供給になりますし、子育て支援になりますと、ファミリー型の住宅になりますので、M型、その上のL型の住宅を中心にした供給になります。高齢者向けに対しては、S型を中心にして、緊急通報システムなど高齢者の緊急時の対応、そういった機能を備えた住宅を重点的に配置する予定です。基本的に住宅としては違います。子育て支援の場合にも、明舞北団地になりますが、できるだけ子どもがグラウンドレベルで溜まれるような、プレイロットなどをつくっていく、あるいは建物の中でも、廊下その他の共用部で子どもの溜まれるようなところをつくっていくということが計画の中心になってくるだろうと思います。それから、高齢者対策として必要なのはバリアフリーを徹底していくことで、それと緊急通報システムを徹底的にやっていくという点が大きな仕様になるのではないかと感じております。

先ほどのゾーニングの話で、明舞北のほうは子育てが中心になっていて、明舞南は高齢者向けになっている、非常に偏った階層の配置になるのではないかというご意見がございました。これは、このゾーンでこういったことをテーマとしてやろうとしておりますが、実際には、例えば明舞北であっても、子育て支援の機能を導入することとあわせて高齢者対応も行っていく。市との協議も進めながらですが、バリアフリーなどいろんな高齢者対応もあわせてしていくということで、片方の階層だけに対応したまちをつくるということでは決してありません。その辺は意識的に目標を置きながらやっているという範囲で理解をいただければと思っております。

委員

ここでは、むしろ高齢者と子どもを混在させることを非常に積極的に進めていますね。

バリアフリー化というのは、高齢者だけのことでなくて、すべての住宅にユニバーサルデザインとして進めなければならないと思います。ただ、明舞団地の中で高齢者を中心にしたゾーンをつくと、そこはいつも高齢者がメインになってしまう。私も含めて高齢者は必ず死にますから、どう次から次へとそこへ人を移していくかということは非常に難しい問題になるので、本来は一つの住棟の中で高齢者の住戸と若い人たちの住戸と混在させて、場合によっては高齢者が子どもを持った勤めに行っている若いお母さん、お父さんに対して昼間に預かってあげるとか、そういう仕組みを社会として考えていけないといけないのではないか。

これまでは高齢者といったら割に簡単に処理していたけれども、その発想を根本的に変えていくようなことをモデル住宅として県が先導的にやるという、そういう意味で、少し考え方を考えていただいたほうがいいと思うんです。21戸以上、3階以上の共同住宅は必ずエレベーターを設置するというのは兵庫県の福祉のまちづくり条例にうたっている内容ですから、そういう意味ではこれから全部バリアフリー化されるはずですよ。だから、若い人の住戸だからバリアフリー化しないということではなくて、同じレベルで考えていけないといけないと思うので、高齢者を中心にしたゾーンという言い方を変えて打ち出してはどうかと思います。

事務局

委員のおっしゃるとおりでございます、高齢化していきますと、自治会活動もできなくなるという団地も出てきております。そういう意味では、新しい外の子育て階層を団地の中に入れて、全体的にミックスした階層性のある団地を構成していくことが必要と我々は認識しておりますので、その点を今後十分頭に置いて整備していきたいと思えます。

会長

これは、建物というハードの問題だけではなく、まちづくり全体としての考え方が出てくると思います。ひとつよろしくお願ひしたいと思えます。

追加説明につきまして、ほかにご質問はございますでしょうか。 特にないようでしたら、追加説明をここで打ち切りまして、本日の議題であります、知事から意見照会を受けております7件について、この審査会としてのまとめをしたいと思えます。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、新規事業評価に関する審議案件につきまして、審査に入りたいと思えます。

具体的な知事への回答内容につきましては、次の議題として用意しております。これから先は、オーケーか否かということだけで、まず7件を片づけたいと思います。

(2) 新規事業評価に係る審査

1) 農村総合整備事業の審査

審議番号1 農村総合整備事業「新温泉地区」

第1番目は、農村総合整備事業、新温泉地区のCATVの問題でございます。いろいろご意見が出ましたが、旧温泉町とのつり合いの問題もでございます。ハード面をどうするか、ソフト面をどうするかということも含めましてですが、金額的にいいますと、県の負担はそれほど高うございませぬ。しかし、これがあっちもこっちも出てきたらだんだん高くなるかもしれませんが、本件につきまして、新規事業着手ということによろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

2) 農村総合整備事業の審査

審議番号2 道路事業「道路改築事業(国)178号 浜坂道路」

案件番号2番の道路改築事業、178号線の浜坂道路、これも鳥取県境側の非常に悪いところでございますが、今、日本海に沿って東西に通しておりますもののごく一部分でございます。これも、一部分だけ取り上げて、いいか悪いかというのも困るんですけども、今さらあそこだけやめておくというわけにもいかないと思います。形は新規事業ですが、中身は継続事業なので、着手オーケーでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、これも工事着手オーケーということにさせていただきます。

3) 街路事業の審査

審議番号3 街路事業「都市計画道路(都)沖浜平津線(小松原工区)」

3番目の都市計画道路沖浜平津線小松原工区、これも長い距離の中の一部の工区だけを取り上げられております。事業着手妥当ということによろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

4) 河川事業の審査

審議番号4 河川事業「広域基幹河川改修事業 円山川水系六方川」

では、4番目に移ります。これはかなり大きい問題なんですが、円山川水系六方川の水門、国が事業しているものと隣り合わせのところへ持って行って、両方あわせて六方川の内水高水を何とか防いでいこうということでございます。これもよろしゅうございますでしょうか。

委員

並べて併設されるということで、面白いなと思っていまして、危険分散というのもあるのだらうと思うんですが、これ、実際に排水の必要な時点でどのように回転させられるのか、そのあたり、説明をお聞きできなかった点を教えていただければと思います。

事務局

運転についての話と思うんですが、基本的には内水排除と同じ機能を持った形でございますので、連携して運転することになるかと思えます。六方川に水門が1基ございます。これは国交省がつくった水門で、この操作とあわせてそれぞれの排水機場で運転するという形になります。隣接してつくるとということで、容量的にも、台数も増えるので、段階的な運転も含めて効率よく運転できるのではないかと考えております。

委員

どちらを先に動かすかとか、そういうことは決まっているんですか。

事務局

それについては、これから国交省との協議になるかと思うんですけれども、その辺も一体で動かすような運転ルールをつくっていくことを考えております。

会長

ほかにご意見はございませんでしょうか。 ただいまのご意見を含めまして了承するというので、この六方川排水機場の改築、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

5) 県営住宅整備事業の審査

審議番号5 県営住宅整備事業「西宮櫛塚住宅建設事業(建替)」

あとは3件の県営住宅でございます。議論は3件まとめて進めましたけれども、審査でございますので、1件ずつやりたいと思います。

まず、5番の櫛塚住宅の建替えでございますが、これはオーケーということによろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのように計らわせていただきます。

6) 県営住宅整備事業の審査

審議番号6 県営住宅整備事業「伊丹小松原住宅建設事業(建替)」

6番の武庫川沿いの伊丹小松原住宅でございますが、これも同じようなものでございます。建替えオーケーということによろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

7) 県営住宅整備事業の審査

審議番号7 県営住宅整備事業「明石舞子住宅建設事業(建替)」

最後に、7番、ご意見、注文がたくさんついたわけでございますが、明舞団地の建替えでございます。これも大分老朽化しております。どうせ手を加えなければならないわけでございますが、事業着手オーケーということによろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、以上7件について、新規事業着手ということで知事に答申したいと考えます。

5分ほど休憩をとりまして、答申文の審査に入りたいと思います。

それでは、休憩させていただきます。

(休 憩)

(3) 公共事業等審査会審査結果の協議

会長

続きまして、第3番目の議題、公共事業等審査会審査結果の案につきまして協議したいと思います。

事前に、私と事務局とで相談して、たたき台と申しますか、原々案みたいなものをつくってご連絡申し上げたと思いますが、そのご意見を事務局のほうで取り入れていただきまして、本日の案になっております。なお、今日のご欠席委員からもご意見をいただいておりますので、後で事務局を通じてご欠席の委員のご意見を反映させていきたいと思っております。本日皆さんのご意見をいただいてつくりました案は、ご欠席の委員の方へも、もう一度お送りして、ご了解を得て正式の報告書にしたいと思います。とりあえず、本日もご出席の皆さんから修正ないしは追加をいただきたいと思っております。

では、事務局から本日の案につきましてご朗読をお願いいたします。

事務局

取りまとめの時間の関係で、1回目の審査会でいただいております質問やご意見をもとに審査結果案を作成しております。「審査結果について」という資料でご説明しますが、本日いただきましたご意見につきましては、審査結果案の中に反映し委員の皆様にご確認いただいた上で最終形といたしますので、ご理解のほど、よろしく申し上げます。

この結果案について、まず前文、そして各結果ごとに読み上げますので、その都度ご確認いただきたいと思っております。

前文から読ませていただきます。

(審査結果案朗読)

会長

まず前文を読んでいただいたんですが、ご意見はございますでしょうか。

委員

「記」の上の「個別事業毎に付記した審査結果に留意のうえ」云々ですが、ここに「審査結果並びに審議中の意見に留意のうえ」というように追加ができないかと。といいますのは、かなり長時間をかけて議論されておりまして、議事録にも出ているようでございますので、せっかくいろんな貴重なご意見が出ておりました点も事業の計画に当

たっではご考慮いただければ、よりよい公共事業が進んでいくのではないかと期待して、
そういう文言をつけ加えられないかどうか、お願いいたします。

会長

ありがとうございます。これはむしろ逆に、「審査結果」は上にある「新規着手」
することが妥当」ということなので、今ご指摘いただきましたところは「個別事業毎に
付記した意見に留意のうえ」にした方がいいような気がいたしますが、この点に関しま
して何かご意見はございますか。最後の行は、「個別事業毎に付記した審査結果に」じ
ゃなくて、「個別事業毎に付記した意見に留意のうえ」。

委員

その上に書かれているのが「下記に記載した本審査会の意見」ということで、非常に
短い文章があるだけなんですけれども、もとの議論の中でここには書かれていないいろ
いろな意見が出ているのではないかとということ。

会長

審査結果に留意してもらうのは当たり前といえば当たり前というか、それなら何のた
めに審査しているのかということになるので、意見に留意してもらおうということで、そ
こは「意見」に入れかえてよろしゅうございますか。

委員

ほんの気持ちの問題かと思いますが、今おっしゃった点に関しては、「本審査会の意
見に十分に留意されたい。」というぐらいで文章を切っていただいて、そして次の文章
に続いていくような。とにかく、こういった何回かの貴重な機会を設けていただいて意
見を出させていただいた中で、随分大事なことが出ていると思いますので、一層強調し
ていただけるといいのではないかなと感じましたが、いかがでしょうか。

会長

具体的な文章としては。

委員

「事業の実施にあたっては、本審査会の意見を十分に尊重し留意されたい。」と。
「下記に記載した」があると、以下の文章の文言だけが制約を持ったり見ていただくこ
とになりますので、場合によれば「議事録を含め」という文言を盛り込んでいいかもし
れませんが、そこまでするのはちょっと余計なことかもしれませので、抽象的に「本
審査会の意見に十分に留意されたい。」として、「そのうえで」という形で次を続けて

いただけたらいかがかと思えます。

会長

「そのうえで効果的で効率的な公共事業の推進に努められたい。」と。事務局、よろしゅうございますか。

事務局

ここの趣旨でございますが、「下記に記載した本審査会の意見」というのは1ページ目に書いております全般的な意見で、これを尊重しつつ、「特に、個別事業毎に付記した」というところは実はまだ読んでおりませんで、2ページ以下に個々の事業ごとに意見がついておりますので、下の全般的な意見と個々の意見の両方を併記したような文章にしております。

委員

私が申し上げたかったのは、ここで挙がるのは非常に短い文言ですので、せっかく長時間をかけて、いろんな方も参加していただいて、ただこれで終わってしまうのも……。事業の担当の方にはただ議事録の関係部分のコピーを配付するだけですから、それでご考慮いただければいいんじゃないかということです。

事務局

事務局としては、今の委員のご意見を尊重した場合は、下記の1ページに書かれた意見を尊重するということはこのまま生かしていただいて、なおかつ「個別事業毎に付記した審査結果」は2ページ以下に書いておりますけれども、並びにここに書いていない審議中の各委員のご意見も尊重するという意味でおっしゃっていると思いますので、「審議過程で出た各委員の意見も尊重して」というようなものを途中に入れれば……。

委員

尊重というか、「留意して」ということですね。

事務局

「留意」ですね。わかりました。

会長

その点を事務局のほうで書き直してもらいまして、またお送りしたいと思います。

前文につきまして、ほかにご意見はございませんか。特にないようでしたら、各論に移りたいと思います。

事務局

それでは、ページをめくっていただきまして、2ページです。ここの書きぶりですが、1、2、3、次のページに4、5とありまして、5の県営住宅整備事業は3つの案件をこの中でくくっているという形になっております。

新規事業の読み上げは、一つずつ、事業ごとに区切らせていただいでよろしいでしょうか。

会長

一つずつお願いします。

事務局

それでは、1、農村総合整備事業。

(審査結果案朗読)

会長

CATV事業につきまして、何かご意見はございますでしょうか。

委員

大筋においてこれで結構なんですけど、最後のところで、今日ちょっとディスカッションで出てまいりましたこと、「広域的な連携等による効率的、効果的な管理運営を一層推進するよう努められたい。」に、「また、」として、「県が」という主語を入れるかどうかわからないんですが、前文に出てきておりました広域的な地域づくりの支援の観点から、「ひょうご情報交流戦略等にも十分配慮したハード及びソフト整備が進められることが望ましい。」といったことを一言補っていただけたらと思うのですが。つまり、これについて県のほうの一定の指導というか、意識的な指導に関して何か一言。

会長

一層推進するということをもう少し具体的に。

委員

下の3行ですが、「サービス提供や利用料負担等について、広域的な連携等による」とありますが、こういうことができるんですか。事業主体ごとに料金が決まっているわけですね。これは利用料金を平準化するという意味があるんですか、ここに書かれてあることは。そういうことはなかなか難しいのと違いますか。軽々にこうやってさらっと書いて済むような問題ではないような気がするんだけど、どうなんですかね。

事務局

利用料金については、民営の場合にはもうける必要がありますので、それぞれの立場の中で料金設定がなされている。それから、行政のほうの市町につきましても、加入戸数とかいろんな条件の中で、あるいはサービス提供のぐあいで変わってまいりますので、平準化されるということは非常に難しいのではないかというふうに私は個人的には思っているんですが。

委員

利用料負担というのは私もぼんやりと読んでしまっていたんですが、負担等について、ここで何か審議されていましてでしょうか。余り記憶に残っていなかったんですが。

会長

具体的には、市なり町なりの補助がどうついているかということなんですね。

委員

補助の問題はありましたね。では、これは要するに、積極的に補助をなしつつ負担を減らそうとふうに、場合によったらとってしまえるんですか。

会長

結局、安い市町は多額の一般財政からの補助が出る。都市部は、そういうことをしていないから高いんですね。高いから加入率も悪い。もっとも、加入しなくてもいいからかもしれませんが。そういうことまで、ここで突っ込んで言うかどうかですね。サービス云々は、広くとれば利用料の負担もサービスの一つですから、あえて重ねなくてもいいような気もいたしますが。

委員

サービス提供だけでいいんじゃないでしょうか。

会長

それでは、削りまして、「サービス提供」だけにして。

委員

その意味では、さっきのひょうご情報交流戦略を先に出して、ちゃんと書いたほうがいいのかもありませんね。その次に、これが出てくるんじゃないですか。

会長

交流戦略を利用してという言葉の前に入れたほうがいいと思います。是非、現在進められております「ひょうご情報交流戦略を生かして」というか「活用して」という言葉

を入れていただいて、そして「メンテナンスやサービス」云々と。せっかく議論されているわけですから。

ほかにご覧いませんか。ないようでしたら、次に移らせていただきます。

道路事業、浜坂道路に移ります。

事務局 **(審査結果案朗読)**

会長

何かご意見はございませんか。特にございませんか。では、これはこの文章のままでもいいと思います。

次、3番目の街路事業、都市計画道路の沖浜平津線。

事務局

実は、この文章に加えまして、委員から若干ご意見が出ておりますので、それもあわせてご紹介いたします。

(審査結果案朗読)

委員から今日の午前中に連絡が入っておりますが、こういった文言を入れたらどうかということをおっしゃっておりますので、読んでみます。「都市計画道路沖浜平津線は、東播磨地域の南北交通を担う重要な路線であり、」の次に、「当該区間を残して前後の区間は整備済みとなっている。」という文言を入れたらどうかということと、この文章の2行目、「臨海部と」から始まっていますが、その前に「この事業の実施により」という文言を入れたらどうかということです。

会長

何かご意見はございませんか。

委員

下から2行目の「なお、」という接続詞が私はひっかかったんです。その上のところは、「歩行者・自転車利用者の安全性向上に資するものであることから、事業着手は妥当である。」と。要するに、利用者の安全性向上に資するからいいんだよと。ただし、実際にするときには、歩行者と自転車の混在による事故防止等に十分配慮する程度でいいよ、というぐらいに読めてしまうんですね。この「なお、」というのは、上の文章と重複しているんですけども、ただし実際にやるときにはこれぐらいでしかできないよ

というのか、これだけでいいよ、みたいな感じになるんですね。「なお、」ではなくて「ついては、」ということなんでしょうけれども、ですから「なお、」を取ってしまって「事業実施に際しては……」と。実際に歩行者と自転車の混在を避けて、それをクリアに2つに分けるというところまでは議論ではいかなかったと思うんですね。だから、恐らく「十分配慮」ということになったと思うんですが、「なお、」というのは取ってしまったほうが正直な表現だと思います。

会長

確かにここは「なお、」はおかしい。上に書いてあることと同じことを「なお、」で書くのではなくて、「ついては、」のほうがよっぽどスムーズな文章になります。

委員

ここは結構歩道の幅員がありましたね。国土交通省の推奨している分があります。国土交通省自体は歩行者と自転車を分離することを考えて広げた提案を出されていますから、これは本来、ほぼ完璧な形になる可能性のある道路なんですね。それを大いに期待するという意味をここへ入れたいんですよ。結構いい道路になる規格にはなっているということで、書かなくてもなるのかもしれませんが、ほうっておいたら、幅の広い歩道になってしまって、バイクまで走ることになるといけないので、下の2行は欲しいかなと思いますが、文言はよくわかりません。

会長

強調している形になりますけれども。

委員

これは工事中のことを言っているのと違うんですか。

会長

工事中じゃないです。

委員

時流に乗るような表現になるかもしれないですが、「近年、事故の増加が指摘されているように」というような文言を入れて、「特段に歩行者と自転車の混在に配慮する事業実施が望ましい。」と、ぐっと強く出していただいてもいいかもしれません。もう分けようという方針を国土交通省が出してきているわけなので、ここで先見的に出していいただいたらいかがでしょう。

会長

県の非常に強く出されている区間なんですね。だから、「近年……特に強調されている」じゃなくて、近年、特に強調して、よそもまねしろという、そういう言い方になってくるんですけども、どうもこれ、同じ言葉を何遍も繰り返しているようになりますし、あるいは、下の2行を取ってしまいますか。

委員

この2行は、自転車道と歩道とを分けてつくと、こういう意味なんですか。

委員

ですよ。

委員

それなら、そう書けばいいんじゃないでしょうか。

会長

分けてつくることになっているんです。

委員

だから、最後の2行を上の記事の中に入れてしまって、「歩行者・自転車利用者の混在を避けて安全性向上に資する」と。そこまではっきり書いたらいいと思いますが。

委員

本当に自転車専用道をつくる気ですか。つくるスペースはこの間説明されたけれども、つくるとはおっしゃらなかったですよ。

委員

そこはどうなんですか。

事務局

お示ししております事業計画では、いわゆる「自転車歩行者道」ということで、空間としては混在を許容するような提案になっているんですけども、前回委員のほうからご指摘がありましたように、自転車と歩行者が混在しますと事故が増えているという事象がありまして、今、国土交通省と警察庁が自転車利用のあり方を考える懇談会というのを設置して、自転車道と歩行者道とを分離するように既に報告がなされているところでございます。あり方につきましては、いろんな方法があります。例えば、色で表示して分離するとか、あるいは車道の左端に自転車道を設置するとか、いろんな方法があるんですけど、幅員ありますので、そういうことを今後計画に盛り込んでいきたいとは考

えております。

委員

ただ、議論のための議論みたいですが、ここの整備区間だけそれをやって、両方できているところは知らん顔するわけにはいかなくなりますね。その辺、悩ましいことになります。今、両方の区間は歩行者と自転車が混在した仕様ですね。だから、この区間だけでも実験的にやる、それでよかったら県道全部に広げていく、ということに考えを決めれば、それでいいんですよ。

会長

この会議は、調書を中心に議論することになっています。説明では、自転車道をつくることになっているみたいだったので、つい私も間違えました。調書では、まだつくることにはなっていない。だから、ここではつくれという書き方をしたほうがいいと思います。

委員

歩道に線を書いてやっているところがあります。これは、それでもないんですか。

会長

それは今いろいろなことを考えているというだけであって、調書には絵は描いてないんです。

事務局

今ご指摘いただいておりますように、あるいは先ほど事務局がお答えしましたように、歩行者と自転車の混在による事故が多いということで、国の方も問題化されております。ここにつきましては、委員からご意見もいただきましたが、全幅30mの4車線の道路でございますので、そのあたりについては十分工夫をしていきたいと考えております。ただ、ここで完全に分離してしまえとまで意見を記載されてしまいますと、先ほど言われましたように前後の関係もございませぬ。それは整備できて間なしの道路でもございませぬし、そこで混在している状況がある。それから、自転車と歩行者のマナーとも絡みますけれども、分離のさせ方も、カラー舗装のような形の色による分離では、これまでも国道2号などで舗装によって分離の表示をしていたところが、余り効果が上がらないということで廃止された事例等もございませぬ。ですので、そのやり方につきましては、もう少し私どもの方で検討する時間なり余地を与えていただくような表現をお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

会長

ほかにご意見はございませんか。特にございませんでしたら、むしろ原案を生かしていただいて、「安全性向上に資するものであることから、事業着手は妥当である。」という形で切って、「ついては、事業実施に際しては、歩行者と自転車の混在による事故防止等に十分配慮し、」としたほうが、調書に即して入ると思いますね。当然、この区間というのは、何らかの格好で分離しなければ余計事故が起きるような気もいたしますけれども、調書ではまだ具体的にどうするかということは出ておりません。だから、「なお、」を「ついては、」ぐらいに変えていただければよろしゅうございますでしょうか。

それでは、これはこれでいきまして、4番目に移りたいと思います。

朗読をお願いします。

事務局

それでは、4番の河川事業でございます。

(審査結果案朗読)

会長

どなたかご意見はございませんでしょうか。特にないようでしたら、これはこのままでいきたいと思います。

5番目は県営住宅でございます。先ほどは1件ずつ審査いただいたわけですが、答申には3つまとめて書かせていただいております。それでは、朗読をお願いします。

事務局

(審査結果案朗読)

この県営住宅につきまして、委員から連絡を受けております。この中の明石舞子住宅については、全体計画との整合を図ることをなお書きの中に加えてはどうかというご意見でございます。前回のこの会議の間では全体計画の中での位置付けについて再度説明したいということがあって、今日説明されておりますので、この辺の取り扱いについてもご意見をいただきたいと思います。

会長

今の原案及び委員のご意見につきまして、どなたかお考えはございますか。

委員

せっかくですから、県が一生懸命やっているユニバーサル社会の実現を目指す一つの手法でもあるということで、下から4行目を、「快適な生活空間を創出してユニバーサル社会の実現を目指すものである。よって事業着手は妥当である。」と。

「なお、住宅建設後は、」のところは、住宅だけじゃなくて、コミュニティスペースそのものの建設も一緒にやっているのですから、「住宅建設後は、建築物等の長寿命化対策を十分に図りたい。」というぐらいで、「屋上防水、外壁塗装及び給排水管の取り替えなど、」というのは要らないと思います。これは長寿命化を図るための方策として当然やるべきことであって、これまでやらなかったのはサボっていただけの話であろうかと思います。

委員

原文は「図るため、計画的……」と書いてあったものだから、計画的という言葉が常套語のようにになっているのではないかなということで、計画的に行われる修繕事業にどういった具体的なものがあるんですかと申し上げたので、このように書かれたと思うんです。さっきご説明いただいた周期的に行う事業があるならば、「取り替えなど、周期的に行う修繕事業については計画的……」と書けば、はっきりいたしますね。そのように書けば。今、委員がおっしゃったように、原文だと単に工事の事例が並んでいるような感じになりますが、周期的に行うことはきちんとやりますという意味になれば、書いてもいいのではないですか。

委員

公営住宅は本当だったら少なくとも50年、100年もたせるという方向でつくられたと思うんですが、「築後38年から40年が経過した老朽住宅であり、」と言い切ると、大体それぐらいの寿命かという印象が出てしまうので、そうではなく、「築後38年から40年が経過した住宅であり、」と、「老朽」は除いたらいいと思うんです。老朽という言葉を書くとすれば、「設備等が老朽化するという問題が発生し、狭小な住戸で」という形にして、「課題がある。」と続けていくということで、スタンスとしては100年利用できる公営住宅をこのたびはつくっているということが伝わるように書いていただかないと、また40年たったら建替えるんだなと思いたくないし、思われたくないというところで、ぜひ「老朽」という言葉を住宅の形容詞から除いていただきたいと思います。

委員

ただ、100年住宅になるかどうかは、非常に疑問だと思いますね。せめて今のよりも倍程度もたせるぐらいが目指すところじゃないかと思うんですけども、本当に100年、県は考えていますか。

事務局

今回の建替団地は、2点大きな問題があります。1つ目は、居住水準としまして、40㎡前後と非常に規模が小さいという点がある。2つ目には、耐震上の問題があります。その2点で、いわゆる長寿命化して使うには非常に非効率な部分がございますので、今回建替えしたいと思っています。

委員

今の議論はそうじゃなくて、今建替後が100年ということです。

事務局

今後建替えます住宅については、3つのパーツがございます。一つは構造・躯体の部分、それから壁とか共用部分の設備、そして内装の伴う住戸内の設備・インフィル、そういったものを適宜取りかえることにより維持していますが、公営住宅法では、耐用年限は70年と決められております。この70年で残存価値はゼロということで全体の法律体系がつくられております関係から、70年が最大に使う一つの大きな目標になっているのかなと思っています。

会長

70年以上もったらいかんということではなくて、70年はもちなさいということだと思うんですが。

委員

もちろんそういうことであろうとは思いますが、県民の感性からいったら、償却した後もまだ住めたら、そんなありがたいことはないですし、お金も要らないわけです。海外であれば、建物の構造自体が違ったり、耐震の条件も違ったりと思いますが、壁紙を張りかえたりして皆住むわけですね。70年以上、築80年の県営住宅が十分住めるのであれば、住もうという人も出てきますし、国全体もそれほど財政的に豊かではないわけですから、使えるものは法律が何といおうと兵庫県は使った方がいいのではないかなと私は思います。

そういう点で、もつなら100年と言わず120年でも200年でも、それこそリニューアル

ルのしくあいによったら使えるので、少なくともこの報告書では、問題点がどこにあるかという指摘をする際に、どの部分が老朽化して問題かということと、耐震性については、これは最初に耐震性に問題があるのでとお書きいただいたらいいと思うんですが、もちろん現時点で考えられる最大の耐震性を実現すべく建てられるわけですから、やはり思い切って書いていただいてもいいのではないかと思います。

それともう一点、今日のご説明の中でもよく出てきましたが、いわゆるハード的な意味の整備に加えて、コミュニティとか地域とかゾーニングという言葉がパンフレットの中にもちゃんとございましたので、ゾーン整備というんですか、地域整備というか、そういう視点を持って県営住宅整備事業が進められるのが望ましいし、進んでいるということ、ちょっと盛り込んでいただけたらよいのではないかと思います。

委員

今のゾーン整備と重なるのかどうかわかりませんが、市と県との関係がありましようから強引には言えませんが、コミュニティプラザとか、公共スペースとか、快適な生活空間の創出ということが出ています。高層化することによって利用できる空間が広がっているわけです。そこで、少子高齢化というのはこれから進展していくと思っていますし、公共サービスを提供する施設の創設というようなことも書いたらどうなのかなど。今日、お話に出ましたから。

先ほど委員がおっしゃったとおりで、交流や連携ということで、すぐコミュニティプラザとか広場という言葉が出てくるんですけども、コミュニティプラザとか広場というものが本当に活用されて、そこで人々の交流なり連携なりが図れるというのは、要するにいろんな人が日常の生活のレベルでお互いに助け合ったり、支え合ったり、そういう現実の生活があるからこそ、そこにコミュニティプラザとか広場をつくれば、はじめてそれが生きてくるわけで、そういう建物ができたから、それで交流が実現するというものではないと思うんですね。

そういう意味で、これからいろんな世代の人が混在して交流できるような場といったら、やっぱり保育園とかご老人たちが集まるところとか、そういうところは有力な交流と連携の場になるに違いないと私は思います。実際には考えられているところもあるわけで、保育施設は書かれていましたから、そういう「公共サービス施設の創設」というような言葉を入れてもいいんじゃないかと思いました。別にこだわりませんが。

委員

今おっしゃったことに関連して、私も、できたら入れていただきたいと思っていた言葉がございます。ほとんど委員のお言葉に出ていたことなんですが、「多世代の居住にたえる居住水準の向上と安全・安心」といった形で、「多世代の」という言葉を一言盛り込んでいただくと、高齢化も少子化も県のほうでは意識して住宅整備を行おうとされているということが理解できるし、また何かの折にその言葉をよりどころとして何かしていただくことができると思いますので、「……携えた住宅の建替えにより、住まいの多世代の居住にたえる居住水準の向上と安全・安心を確保するものである。」と続けていただいたらどうかと、具体的に提案させていただきます。

会長

そこへ、先ほど委員がご指摘になった全体のノーマライゼーションの問題も足したらどうかと思います。

それから、委員がおっしゃった件で、コミュニティプラザというのは、周辺住民との交流だけではなく、団地の中の人との交流というか、今ご指摘のことが非常に大きいので、ここもちょっと文章を変えたいなという気がいたします。

委員からご指摘がありましたのは、屋上防水云々という細かいのは例としてというご説明でございました。ここはどのようにいたしましょうか。

委員

大分議論が出てゴチャゴチャになっていますから、一度事務局のほうで今の意見をまとめていただいて原案を出していただかないと、ちょっと難しいと思います。

明舞団地は、南の端に駅があって、したがって交流しがたい、非常に難しい構造なんですね。その中で仕掛けをつくるには、やっぱり高齢者を中心にしたゾーンの中に本当は保育所を持ってくると。それで、そこへ預けて、高齢者がその子どもたちと触れ合うことによって、高齢者自体も生き生きしてくるし、非常に極端な言い方をすると、痴呆になっている方も子どもたちと触れ合うとだんだんよくなっていくという症例がいっぱいありますので、本当はそこまで考える仕掛けをこの際やってもらったら。いきなりはできないかもしれませんが、次のステップとしてはですね。

会長

委員からご指摘がございましたし、明舞団地については、全体計画の中にいろんなことが書かれておりますので、最後に「特に、明舞団地については、」という一行をつく

って、今、委員からご指摘がありましたような問題を文章化して入れてはどうかと思います。

最初にご指摘がございました38年から40年で老朽化というのは、やっぱり気になる。最低70年はもってもらわないと困るわけなので。

委員

「老朽」は消したらいいんじゃないですか。

会長

これはこれでいきましょうか。「...経過した住宅であり、」と。「老朽」ではなくて。

委員

それは事実ですからね。

会長

県住に關しまして、ほかにございませんか。前文から最後まで、かなりいろんなご意見が出ました。事務局、ちょっとしんどいかもしれませんが、できるだけ早く成文化していただいて、先ほど申しましたように、今日ご欠席の委員もいらっしゃいますから、もう一度先生方にお送りしてご意見を伺って、そしてその結果をもって発表したいと思います。

ただ、この会議というのは公開されておられませんので、その辺も考えましてマスコミとの対応がございませう。その辺は、今後の予定もあるかと思ひますので、事務局のほうで今後の予定を含めましてご説明いたしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

事務局

それでは、事務連絡をさせていただきます。

各委員に審査結果の最終形を確認いただいた上で、会長から副知事へ審査結果を提出していただきまして、引き続き記者発表を行います。日程や場所につきましては、会長と相談し決めさせていただきますので、よろしくお願ひします。

新規事業の評価については、以上のような形で公表まで進めたいと思っております。

会長

できましたら、最終形をお送りいただくときに、副知事のご都合を伺って何月何日何時ごろということをご委員の先生方にお知らせしたいと思ひますけれども、これは相手のあることございませう。日時につきましてもできるだけ早く委員の先生方にお知らせして、もしお時間をいただければ、ご同席いただけたらと思ひます。よろしくお願

いします。

珍しく大分早く済みました。それでは、事務局のほうへお返しいたします。

事務局

会長、どうもありがとうございました。

今回の新規事業につきましては、本日審議していただいてとりあえず終わりということなのですが、昨年と同様に継続事業につきましても審査していただくことになっておりますし、現地視察及び事後評価も行いますので、当審査会は9月ごろにまた開催したいと考えております。よろしくお願いいたします。

お忙しい中、長時間にわたりご審議、ありがとうございました。

終わりに当たりまして、新規事業の審査が一応今回をもちまして終了いたしましたので、県を代表して県土整備部長からごあいさつ申し上げます。

3 県土整備部長あいさつ

4 閉 会